

平成27年第2回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年6月15日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成27年6月18日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成27年6月18日午前11時59分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	4 番	池 田 道 夫 君		3 番	脇 山 奉 文 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	小 山 康 人 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	綾 部 保 基 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	青 木 敏 治 君		住 民 福 祉 課 長	中 山 昇 洋 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長	井 上 新 吾 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹	

平成27年第2回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年6月18日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成27年第2回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
11番 藤浦 皓君	1. 小・中校の今後について	教 育 長
1番 井上正旦君	1. 原発再稼働に向けて	町 長
	2. 廃船処理の現状について	町 長
5番 脇山伸太郎君	1. 県道加倉仮屋港線、肥前呼子線について	町 長
	2. マイナンバーについて	町 長
	3. 玄海チャンネルについて	町 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

おはようございます。日本共産党の藤浦皓でございます。きょうは、めったにトップでやることはないんですけども、一番真っ先にさせていただきます。特に今回取り上げるのは、

統合小学校の今後についてということで質問をさせていただきます。

ある小・中学校教育の専門家によると、2015年3月17日、小中一貫教育を行う義務教育学校（仮称）を制度化するための学校教育法等の一部を改正する法案を閣議決定されております。1998年に中等教育学校、いわゆる中高一貫が追加されたように、この義務教育学校も同法が定める従来の小・中学校などに追加されることになるということでもあります。今国会で改正案が可決されれば、2016年4月からの施行が予定されているところであります。これは昨年11月、中央教育審議会初等中等教育分科会小中一貫教育特別部会の答申で小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について、小中一貫教育学校（仮称）の法制化を提言されたのを受けたものです。特別部会の答申で提起された小中一貫教育学校（仮称）は、法制化で義務教育学校になったということでもあります。

答申では、2種類の制度構想が提起されています。第1型として、1人の校長のもとで1つの教員集団が一貫した教育課程を編成、実施する単一の学校である小中一貫教育学校（仮称）が提起されているということ。第2型として、組織上、独立した小学校及び中学校が第1型の制度に準じた形で一貫教育を施す場合も制度上明確に位置づけ、小中一貫型小・中学校（仮称）として、同様の教育課程の特例の活用を認めるというものです。

共通する要件としては、1、9年間の教育目標の明確化、教育課程の編成、実施、年間指導計画の策定を含むなどが挙げられ、自治体独自のカリキュラムを作成して進めることもできるようであります。

小中一貫校、一貫教育学校（仮称）の法制化で2つの形態が提起されていますが、これに必ずしもこだわらなくてもよいのか。それとも、どのような形態で進めるのか、検討課題になるのかが私たちにはまだはっきり見えないわけなんですね。その点を教育長のほうから御答弁を願いたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

藤浦議員さんの小中一貫校についての今後の方向づけについての御質問をいただきました。

答弁をいたします前に、まず、この4月に玄海町に玄海みらい学園を開校いたしましたけれども、議員の皆様方の御理解と多大なる御支援をいただき開校いたしましたことを、最初にお礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

さて、藤浦議員さんから、今、国会で議論されております今後の法制化後の本町の玄海みらい学園の法律上の取り扱いについての御質問をいただきました。この学校教育法等の一部を改正する法律は、今、国会で議論、審議をなされているところでございます。一部を改正する法律の中身を見ますと、今、議員さんから御質問をいただきましたとおり、義務教育学校の創設というのが大きな内容でございます。法律にうたわれております義務教育学校というのは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して実施する、そういう目的の学校であるというふうに規定されております。

それから、この義務教育学校の修学年限は9年というふうに法律案の中では規定をされているところでございます。4月に開校いたしました玄海みらい学園は、施設一体型の小中一貫校として、9年間を見通した学校運営をしているところでございます。

それから、先ほど議員さんおっしゃっていただいたとおり、学校長につきましては1人の配置で実施をしているところでございまして、今回の学校教育法の改正がなされるならば、玄海みらい学園は、この法制化を予定されております義務教育学校というものになるものというふうに私は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

施設一体型というのは、連携型ともまた別なものでしょうか。その辺のあり方、どういうものか、教えていただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

今現在、小中一貫校の取り組みは日本各地で行われております。俗に今の小中一貫校と言われる学校は1,100校ほど、これは平成26年度の調査でございますので、玄海みらい学園は入っておりませんが、1,100校ほどございます。

その設置の状況を見ますと、本町みたいに施設一体というのは、厳密な数字を申し上げますと148校でございます。

それから、例えば大町町のひじり学園のように、以前は小学校と中学校が一つの道路を挟

んでございました。そのように隣接をしている学校が、施設隣接型として59校ございます。

それから、隣接をしていなくて距離が離れている学校がございます。それが施設分離型と言われるもので、これが一番多くて、882校というふうになっているところでございます。

しかし、1,100ほどの学校は、いずれも一つの教育方針のもと一貫教育をやろうということとでなさっておられますけれども、例えば先ほど議員さんがおっしゃられました学校長にしても、1人のところもあるし、学校の数ほど校長さんがいらっしゃるとか、そういうこともなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

学校形態の問題については、連携型、あるいは小中一貫教育校、あるいは小中一貫教育学校とか、そういうふうに分類された面があるわけなんですけれども、これはそれぞれの特徴があると思うんです。玄海町の場合は一体型で進んでいく、この辺の違い、どういうふうに違ってくるのか、その辺をひとつ説明してください。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

いずれも、今現在は法律が改正なされておきませんので、学校教育法上は小学校、中学校という法律上の規定がございますので、それに従って教育をやっていくしかございません、小中一貫とか小中連携とかいいながらですね。

先ほど1,100ほどの小中一貫校と言っている学校があると申し上げましたけれども、それについては何らの法整備も今までなされておきませんので、それぞれの思いでそれぞれの市町村が、もしくは学校が取り組んでいるところでございます。

しかしながら、先ほど言いましたとおり、学校教育法や指導要領に従った指導をしないといけませんので、それぞれの工夫をしながらやっているというところなんです。加えて、普通の学校とはなかなか違いますので、文科省のほうから特例校としての認定をもらって、例えば授業のやり方の工夫をすとか、新たな標準な教科ではない教科を取り入れるとか、それから、特別英語なんかの時間数をふやしてもらおうとか、そういうことをやっているというのが

現状でございます。そういう現状がございますので、今回は法律で、現状の追認という形で法制化がなされているというものでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

まだ今の段階では正式に法制化されていないということで、なかなかそこら辺の状況を説明できるというのは困難だということですね。しかし、筋書きはもう大体できていると思うんです。連携校の場合のあり方として、6年卒業というのはずっとどれも同じですけども、中には一貫教育の場合は前倒しの学習ができていく。例えば中学レベルのやつが小学5、6年生までおろしてそういう教科でやっていくということもできるというふうな制度です、小中一貫教育というのは。

それから、小中一貫校というのはまた違うんです、ちょっとした名前の違いで。これは専門誌の中にちょっとそういう説明があったもので言っているんですけども、これもやっぱり同じように前倒しができるという、要するに中学の教科を5、6年生に持ってくることができるということですね。

それから、4・3・2制の区分型というのは連携校にはないと。それから、一貫教育と一貫校の中にはそれができるようになっていると。

そうした具体的な一つの例示的なものとして出されていると思うんですけども、大体においてこの形で進んでいくんじゃないかなという感じがいたしますけれども、そういう点についてこれらの形の採用の仕方、どういうことになっていくのか。連携であれば今のままの状態が続くんじゃないかなと思うんですけども、もしそこら辺で何か別なものがあるとするばどうということになるのか、その辺をひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

義務教育学校になったときの学校の運営のあり方についての御質問をいただきましたけれども、今回の法改正の中で、先ほどおっしゃられました、例えば前倒しでやるとかということも懸念されているところでありまして、今回の法律では、義務教育学校といっても、9年

間で教育するわけですが、それであっても、法律の中には義務教育学校の課程はこれを前期6年、それから後期3年の課程とするというふうに規定をされております。それはなぜかと考えますと、保護者の方も、それから児童・生徒も当然異動をいたします。例えば今は玄海みらい学園に在学していても、さまざまな事情でほかの学校に転校をすると。そうすると、玄海みらい学園は義務教育学校でございますので、例えばそういう前倒しのことをやっていたと。もしくは少し違うカリキュラムでやっていたと。そうしますと、ほかの学校に行ったときに、どうしてもその子供さんにとっては有利であったり不利益であったりということが生じますので、この法律の中においては、前期が6年、後期が3年ですよということで、前期で教えることと後期で教えることについての規定が今後なされていくものというふうに思っています。そういうことで、普通の小学校、中学校と義務教育学校との間のそういう運用上のギャップが生じないような工夫も今後、規則でありますとか通達なんかでなされるものというふうに思っております。ですから、この法律の中でやっていくしかないかなというのが1つでございます。

それから、学年区分の御質問をいただきましたけれども、玄海みらい学園は4・3・2ということでやっております。議員さんの後ほどの質問にもございますけれども、6・3じゃなくて4・3・2と分けた理由は、やっぱり心身の発達に応じて、子供たちの精神、心の発達、それからあとは授業のスタイルの違いでさまざま、俗に言う小学校から中学校に上がるに当たってのギャップが生じます。それを何とかして緩和できないかなというので、5・6・中1である7年生を同じグループにして、中学部に上がったときのそういう緩和を、事前のさまざまな共同事業をしながら緩和をしていただいて、そしてギャップが生じないようという工夫をしているところでございます。

そういう観点から、本町のみらい学園は4・3・2というふうに学年区分を分けさせていただいておりますし、それは今後、学校教育法の一部の改正法が施行されても、これは続けさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

次に、この小中一貫教育の中の問題として、やっぱりこの制度が教育的効果がまだまだ検

証されないまま来ているということなんです。後で述べますけれども、6月16日付の新聞によると、中央教育審議会答申についての児童・生徒の発達の早期化ですね。中学進学時の急激な不登校、いじめの対応をするための問題などもずっと述べてあるんですけども、やっぱりこうした制度をつくる上において、ちゃんとした法律的、あるいは科学的検証に基づいて組み立てられていくというのが通常のやり方じゃないかと思うんですけども、その辺がまだ問題点を捉え切れないまま進んできている。あるいは捉え切れないというよりも、現実にあるそうした学校の実態から学べていない。現実にあるわけなんですね。ちょっと言ったんですけども、非常に学級が荒れるとかそういうものがある。そういうものを一つ一つどういうことからこういうことが来ているのかと、その原因究明もされていないということです。大体のその根拠になるものは見えてきているんじゃないかと思うんですけども、対応策も含めて今後の教育に生かしていくという点から、やっぱり考えていくべきじゃないかということでこの問題を提起しているんですけども。

小中一貫教育は単なる連携ではなく、1つ目が、中学校教育、文化の5、6年への組み入れ。2、中学校段階のカリキュラムの小学校への前倒しですから、似たようなことですね。3つ目が、高校入試に向けた受験対応シフトの小学校5、6年段階への前倒しを基本として、そのための4つ目が、5、6年段階への教科担任制の導入。それから5番目が、小学校教員と中学校教員の相互の乗り入れを含んだ中学校教育の指導下での小学校教育の統合が目指されていると。これはさっき教育長のほうから説明があって、それはここでは採用していないということでこれは例外的なものなんですけれども、いわゆる施設分離型の小中一貫教育がこれに対応していくということなんですね。

それに対して、施設一体型の小中一貫校及びそこで意味される小中一貫教育とは分離型、小中一貫教育の特徴として、1から5に加えて小学1年生から中学3年生が同一学校の空間で一緒に生活する新しい学校の誕生によって、したがって、当然にも小学校6年というまとまりと中学3学年という教育学習の大きな単位によって構成されている学校制度の廃止を意味すると。今までのそういう学校制度というのは、こういう形でなくなっていくんだということです。ですから、新たな段階に入って、教育段階に入っていくということなんですけれども、これが今、玄海町でやっている新たな段階に入ったということです。その中で一つの教訓的なものですね、これは。参議院の文教科学委員会で行った、これは法制大学の佐貫浩という大学教授の意見陳述をされたものが紹介されているんですけども、読み上げて

みますと、児童・生徒の発達の早期化、中学進学時の不登校、いじめの急増などに対応するために小中一貫校が必要だとしています。しかし、その教育学的根拠は非常に薄弱です、薄いということですね。それから、約10年前に先行実施された東京都品川区の小中一貫校の実態を見ると、第1の目的は学校統合だということは明白です。何よりも統合を先にするというふうなことでやられてきたということのようです。第1の目的は、さっき言ったように統合ということが明白と。それまで18だった小・中学校が6校になる、3分の1ですね。9校の校地が学校外用途に転用されていると。4校は1,000人前後の大規模校になり、学校の敷地が非常に狭い過密な学校になってしまったと。

2つ目が、運動会などの行事で5、6年生が活躍できる場が減り、小学校高学年がリーダーシップを発揮できなくなっていると。この辺は非常に大事なところだと思うんですね。運動会などで、やっぱり高学年が走り回っていろいろ準備をしたりとかやるわけですから、そういう場合のリーダーとしての責任、そういう体験を通じて生徒というのは成長していくんだという意味で非常に大事だということですね。

第3に、カリキュラムを見ても、品川の漢字学習では、普通6年生までに習得する量を5年生までに学習するものです。こんな詰め込みのため、子供が漢字を嫌いになったという親や教員の声が多く聞かれます。

第4に、区独自の教科、市民科を設置して、独自の学習指導要領、いわば国定じゃなし、区定教科書もつくられました。小中一貫教育の制度化が市長や行政の教育内容への不当な支配、教育の自立性剥奪をもたらす危険性がありますということですね。小柳教育長はそういうことはされないと思うんですけども、しかし、案外と頂点に立つ人というのは、自分の意思を通そうと、どうしてもそういう形になりがちなんですよね。もっと平たく皆さん方の声を聞きましょうと、へりくだった形でやっぱり進めにゃいかんのじゃないかなというふうには私は感じているわけなんです。

第5に、品川の小中一貫校では、中1段階で約半数が外部から入学していると。さっき言われたように出たり入ったりの関係でしょうね。入っているということです。6年卒業時に私立学校などへ3分の1が脱出するということです。非常に多いです。一貫校における不連続の割合が目立ちます。一貫校設置と学校選択制とが結びつくと、矛盾はさらに深刻化します。小中一貫校の検証が必要です。区教育委員会、保護者アンケートで、「小中一貫校教育はよい取り組みだ」への回答は、39%対57%で否定的意見のほうが多くなってきているとい

うふうに言われております。大都会と玄海町に、過疎地、人口減少地域の中での教育問題の考え方というのはまた違った面から見ていく必要もあると思います。

小中ギャップは接続の問題ではなく、中学校独特の競争と管理の教育が大きな原因で、中学プロブレムと呼ぶべきものです。これはどういう意味か知りませんが、プロブレムというのは。

それから、中学の競争、管理教育の小学校への前倒しでは問題は解決せず、かえって小5、6年生の問題行動がふえる可能性もあり、このような学校制度改革は賛成できませんというふうにこの先生は言っているわけなんです。やっぱり子供の発達段階に応じた教育、指導というのが非常に大事だと思います。上から押しつけて中学課程のものを小学5、6年生にいきなり持ってくるというのは、やっぱりそういう抵抗感も出てくるのは当然じゃないかと思えますし、往々にして、受験を控えて学力向上を目指す、いわば全国統一学力テストですね、そういったものを気にし過ぎて、そういうことになっていく可能性もなきにしもあらずというふうに思うわけなんです。

こういう点について、これからの学校教育、指導について教育委員会としてどういう姿勢で臨まれるのか、その点も伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

小中一貫の取り組みをなされております先行事例の課題でありますとか成果を踏まえながら質問をしていただきました。他山の石として、当然のことながら、参考としながら、教訓としながら、本町の玄海みらい学園の運営をさせていただきたいというふうに思います。

議員さんおっしゃっていただきました、例えば小学6年生のリーダーシップの件、これは26年度まで、さまざまな検討委員会や先生方が入った部会で議論をしておりました。そして、今実施をしているところでございまして、先ほど申し上げましたとおり、学年区分を4・3・2としておりますので、例えば4年生でありますとか、それから7年生でありますとか9年生というのがその区分ごとのトップに立ちますので、そうすると、6年生が働く場がないんじゃないかという危惧がございます。そういうことで、4・3・2という制度にはするけれども、もう1つ区分を、小学部の区分、中学部の区分というのもつくっております。そういうことで、私どもも懸念しております6年生のリーダーシップについてのそういう発揮す

る場をたくさんつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

それから、子供たちには体験を通した学習をしていただきたいというふうに思っております。座学で先生から聞いたこと、本で読んだこと、それが実際体を動かして、そして自分の感覚で、皮膚感覚で理解できるような、そういう体験活動はまさに、今、文科省も進めておりますアクティブ・ラーニングの考え方でございますので、本町の玄海みらい学園においても、それを進めることといたしております。

それから、トップに立つ者がわがままをするんじゃないかという、そういう叱責をいただいたかと思いますが、それは私がいつも肝に銘じているところでございまして、本当はたくさんいろいろ言いたいんですけれども、私があんまり言うと逆に学園現場が萎縮をなさって自由な発想ができないという場合がございますので、ほとんど2割、3割ぐらいでおさめさせていただいているというようところでございます。

それから、多分一番のネックは、小学校の文化と中学校の文化が、戦後70年ほどずっと今の学校制度が続いておりますので、どうしても独特の文化がそれぞれございます。小学校ではこうやってきた、中学校ではこうやってきたというのがございました。それを、やっぱり意識から払拭するのは、今3カ月ほどしかたっておりませんが、なかなか難しゅうございます、人間の意識を変えるというのは。ただ、文科省が一貫校をやっております1,100校ほどの一貫校に対して行ったアンケートの結果がございまして、小中一貫教育の成果は何ですかと。それに対しまして、小・中学校の教職員間で協力して指導に当たる意識が高まったという割合が100%のうち85%ほどございます。それから、小・中学校の教職員間でお互いのよさを、それぞれのよさを取り入れる意識が高まったというのが89%、約90%ほどでございます。そういうことで、小中一貫教育をなさっている学校においては、おのずといつも先生方同士も顔を合わせることで、それから子供たちもいつも顔を合わせておりますので、そういう意識がだんだん高まっていっているものというふうに思います。

そういうことで、本町におきまして、そういう時間とともに、それから職員室も同じ職員室にしておりますので、小・中学校の先生方がいつも一緒に顔を合わせていらっしゃるから、そういうことで文化の違いというのはだんだん垣根が低くなっていくんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

最後に、ほかの学校に転校する御心配をしていただきました。例えば、本町でいいますと、県立の唐津東中学校、もしくはこの3月は福岡の中学校にも進学なされた子供さんがいらっ

しゃいます。当然のことながら、どういう教育を受けるか、保護者からすればどういう教育を受けさせるかというのは、それは保護者や御本人さんの選択の自由でございます。そういう選択の自由の中にあっても、いや、一貫教育で9年間しっかり玄海みらい学園で学びたい、学ばせたいと、そういうふうに言ってくださるような学校づくりを、教育委員会といたしましても、学園の先生方と一緒につくっていききたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

いろいろるお話がありましたけれども、やっぱり教育現場が一定の仕事の量に耐え得る範囲内というのがあろうと思うんですね。それを超えれば、やっぱり大きな負担として教職員自体が動けなくなっていく可能性もあるということだと思いますね。この専門書の中で言われているのは、小学校時代は担任教師、中学校になれば教科担任が追って出てくるというようなことで、その辺の比較が言われているんですけれども、やっぱり小学校時代に担任教師が一貫してそのクラスの子供たちの顔を見ながらいつも対応をしている、考えながら対応をしているということと、特別にそういうことじゃなくして、その教科のときだけその学級に来て授業をするというようなことの差ですね。やっぱりクラス担任のほう領域も広く見ているし、子供一人一人の考え、行動、そういうものをちゃんと見ているし、そのほうが適切な指導ができるんじゃないかというふうなことも言われておりますしですね。ただ、やっぱり専門性を増してくると、そうばかりもいかないかもしれないし、その辺の調和というか、子供たちにちゃんとした指導が行き届くようにするのがまず大事な問題だと思うんです。その辺をやっぱりどういうふうにやっていくのか。よく言われる中1ギャップ、この辺のところが現に今のみらい学園の中でどういうふうに起きているのか、あるいは起きていないのか。起きているとすれば、どういうふうな形で解決するのが一番適切だと考えられるのか、その辺があればひとつお話ししたいしたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

まず最初に、先生方の負担がふえないようにという趣旨の御質問をいただきました。

確かに小中一貫教育を実施されております1,100ほどの学校のアンケート結果によりますと、課題といたしましては、そういう負担感や多忙感、そういうのが解消するのが課題であるというふうなアンケート結果にもなっております。新しいシステムの中で、先ほど言いましたとおり、今までの文化とは違う新しいシステムを動かしていくということにおいては、確かに最初はいろんな仕事が入りますので、多忙、それから先生方も焦ったような気持ちになられたり、そういうことになるだろうと思います。制度が安定していけば、スムーズに流れていくんじゃないかなと、動いていくんじゃないかなというふうには思いますけれども、本町においては、そういう先生方の多忙感、それからさまざまな打ち合わせをする時間の確保、そういうことを十分に保障するために、1つは、職員室を大きな1つの職員室にして、そして4・3・2の学年区分ごとに先生方も集団をつくっていただいて、さまざま打ち合わせをしていただくと。

それからもう1つは、教育委員会の事務局が事務室に入っておりますので、先生方のこれまで多忙感の大きな要因でございます、さまざま書類をつくるとか事務をするとか、そういうことも教育委員会事務局のほうで職員がかわりにやるようにしておりますので、そういうことで少しでも先生方の多忙感、それから負担感をなくすように努力をさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう1つは、中1ギャップの御質問をしていただきました。先ほど教科担任制がいいのか、もしくは小学校のように全ての教科を学級担任が全てやったほうがいいのかと、どちらがいいんだろうかという御質問をいただきました。なかなか難しい問題でございます。1つは、議員さんおっしゃっていただきましたとおり、必要な教科について、やはり専門的な、要するに中学校の先生が教えたほうがいいんじゃないかと。いや、やっぱり子供の様子がわかっている学級担任の先生が教えたほうがいいんじゃないかという議論は当然ございます。今、本町においては、5、6年生に一部の教科で中学校の先生が入って指導をしております。全ての教科ではございません。なぜ全ての教科じゃないかといいますと、中学校の先生は中学校の授業を受け持つ義務がございますので、どうしても時間数との関係で小学校に教えに行くことができないということがございますので、そういう職員の配置上の問題、それから免許上の問題がございますので、全ての教科においてそういう乗り入れをやっているところではございませんが、専門的な教科につきましては、今、一部行っているところで

ざいます。例えば、体育でございませうとか、家庭科でございませうとか、音楽、それから外国語の学習、そういう面においては、中学部の先生が、時数との関係がございませうので全てとはいきませうけれども、そういうこともやっているところでございませう。なぜそういうことをやっているかといひますと、やっぱり中学校の授業のスタイルに幾らかでもなれてもらおうというふうに思って、1つは、それがギャップを緩衝する、緩和する要素になるんじやないかというふうに思ってやっております。

それから、さまざまな学校行事は1年生から9年生まで一緒にやろうというふうに考へております。そういうことで、今までのいう小学生が中学生に対する、もしくは中学校に対する不安を除いていただこうというふうに思っております。例えば、児童生徒会というのが当然学校にはございませうけれども、これは1年生から9年生までが児童生徒会に入っていっるということで、一堂に会しての話し合いもするといふような形でやっております。

それから、先ほど言ひましたとおり、全ての先生が527人全ての生徒を見るということとはなかなか難しゅうございませうけれども、できるだけたくさんの先生に児童・生徒を見てもらおうといふので、小学部の先生も中学部の先生も、それぞれが全ての生徒を見てもらうようにしております。そういうことで、早く子供の状態、少しおかしいなという状態を早く気づいてもらおうとか、そういうことを考へております。そういうことで先生方も生徒の情報交換をしていただきます。そういうことで問題行動とか不登校、暴力行為の減少といふものにつながっていくものというふうに思っております。子供たちは多くの大人の目で見守っていきたいなというふうに思ひます。

それから、中学校に入りますと、1時間の授業時間が、小学校では45分でございませうけれども、中学校では50分という形になります。それも一つの授業のやり方、それから宿題の出し方、いろいろ小学校と中学校は違ひます。そういう授業のやり方、それから宿題の出し方、そういうのも小中一貫校としての強みを發揮して、統一した指導でやっていきたいというふうに思っております。そういうことで、子供たちが段階を超えるときギャップが生じないようにしたいというふうに思ひます。

最初に申し上げましたけれども、今回の法律が通りますと、玄海みらい学園は9年間の修学年限の義務教育学校というふうにしたいと思っておりますので、9年間といひますと、どこも垣根はないわけですね。1学年ずつ伸びていくといふことでございませう。小学校から中学校の制度を残したままの小中一貫教育でございませうと、どうしてもやっぱり小学、中学と

いう垣根ができてしまいますので、そういう垣根を低く低くしながら学校運営をしていきたいというふうに思っているところでございます。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

いろいろな大きな課題があるし、それに一つ一つ取り組んでいくというその根気強さ、それもやっぱり求められるということだろうし、今度の統廃合によって、今まで通学した子供たちがバス通学に変わってくる、その辺の問題ですね。さっき教育長の答弁の中で、多くの親たちの目で育てていくという意味のことを言われました。やっぱり日常生活の中で地域住民と一言でも言葉を交わすことによって、やっぱり受けとめが変わってくると思うんです、いろんな感情的なものも含めて。朝、私なんかも体験があるんですけども、特に私はゆったり型だったもので、朝もゆっくりと学校に行っていた。そうすると、周囲の大人の方たちが「おい、おまえ、今ごろ行っても学校間に合わんぞ」と。にこっとしてそれで済むわけだったですね、私はそういう感じだったわけですよ。それも一つの子供たちに対する気配りです。ほらほら、急いで行かんといかんぞというようなですね。そういうものが自然としみてくるわけですよ、心の中に。やっぱりそういうものが、こうしたバス通学によって一番大事なところが失われてきたなど。これは時代の流れとして、しょうがないということもあると思うんです。

そこで、やっぱり幾らかでもそういう大人たちとの触れ合いの場、特に学校では育友会などの行事もありますし、そういう中で直接子供たちに触れながら言葉を交わす。言葉は、魔法の言葉と言われるほど、いつの間にかやっぱり心の中を変えていく、そういうものだと、不思議なものです。そういうことから、1つは地域で子供が育つような、そして素朴な田舎のよさをいつまでも持ち続けていただきたいなという気もするわけです。しかし、時代はどんどん激しい流れをしておりますし、その中でこれから先の自分の人生も考えながら勉学に励んでいると思います。そういった点をいろいろ考えながら、できるだけ地域の中の子供、そしてその中で育っていく子供、こういう環境を大事にしていくべきではないかなという気がいたします。

るいろいろと周囲からも、学校の今の状況についての話も聞かされます。ここできょうは申し上げますけれども、次回の質問のときに、またそういういろんな情報も含めてゆっくり話し合っていきたいなというふうに思っております。

かなり厳しい批判もあります。ですけれども、それはそれとして、やっぱり正面から受けとめて解決の方向で取り組んでいく。そうなれば、おのずと開けてくるんじゃないかと思えますし、そういう真摯な受けとめでひとつ取り組んでいただきたいと思います。

学校教育の問題を一本化してきょうはお尋ねしたわけなんですけれども、やっぱり私たちのこの地域の未来を支える子供たち、これがだんだん少なくなっている。ある新聞の報道によると、玄海町は将来消滅する自治体として挙げられていたそうです。私、それは見ていないんですけれども。それでは困るわけなんです。やっぱり今そういう指摘があれば、そこに真正面から取り組んで、そうした子供の育成にもっともっと力を入れていくべきではないか。それは単なる子供の育成というよりも、根本的にはそういう次世代を支えていく若者たちが、この玄海町にしっかり根づいていくような方策をとるべきではないか。そのためには、この玄海町に生きがいを感じるような、そういう玄海町をつくるべきだと思います。それが根本的に解決しなければならない大きな問題として提起されていると思います。その辺も、お互いにしっかり腰を据えた取り組み、いろんな知恵を出し合ってやっていけるような方向で進めていったらどうかと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上田利治君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 57 分 休憩

午前 10 時 15 分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。1 番井上正旦君。

○1 番（井上正旦君）

それでは、質問させていただきます。

川内原発の再稼働が間近となってきました。そこで、世界のエネルギー自給率から見た日

本の現状について質問させていただきます。

日本のエネルギーの自給率は先進国の中でも最も低い水準となっています。1位はノルウェー、2位、オーストラリア、ともに100%を超えており、隣国、韓国にしても18%、日本は33位のわずか6%です。日本の第1次エネルギー自給率の近年の推移は、震災直前、2010年は、再生可能エネルギーはわずか1.1%、石炭25%、うち国内産0.4%、輸入24.6%、石油・LPG6.6%、LNG29.3%、原子力が28.6%、水力発電5%の内訳となっております。さらに、海外からの化石燃料依存度は62%となっております。最近では、2013年では、再生可能エネルギー2.2%、石炭30.3%、LNG43.2%、原子力1%、水力8.5%となり、海外からの化石燃料依存度は88%までふえています。もし海外からの資源にストップがかかれば、日本経済は大きな打撃が懸念されます。

発電の化石燃料への依存度が高まった結果、燃料のコストの上昇、電気代の値上がり、CO₂の排出量の増加など影響が出ています。その結果、ガソリン、軽油などの生活燃料、産業活動を支える資材の高騰、消費者への負担も大きくなっています。ちなみに2013年の1キロワット当たりの家庭での電力ですけれども、20円37銭から24円33銭まで上がっております。工場やオフィスでは13円65銭から17円53銭まで上がっております。そのような状況の中でも、日本はエコカーや家電製品の省エネ化など、世界でも最も省エネに取り組んできました。しかし、まだ日本全体の経済や暮らしを支えるには省エネや再生可能エネルギーだけでは厳しいため、海外からの化石燃料の増加につながっています。今後も省エネや再生可能エネルギーは新しいエネルギーとして未来のエネルギーの主役となってくれると思います。

我が国のエネルギー対策では、安定供給、経済効率性、環境性、安全性ですぐれたエネルギーはなく、この4つの視点のバランスを実現するエネルギーの構成が重要とされております。私も世界のエネルギー事情から見ても、日本が安心・安全な需給バランスを維持していくためには、再生可能エネルギーや原子力を含めたエネルギーのベストミックスを検討すべきだと考えております。

しかし、こうした状況の中で、各立地地域では再稼働の差し止めを求める訴訟を地裁に提出する動きが見られており、先刻、福井地裁においては、高浜原発3、4号機の再稼働の差し止めを命じる仮処分を、一方、鹿児島地裁では、規制庁の基準による再稼働に違法性はないとの判断をされております。このように司法の場においても判断が分かれる再稼働について、町長は町民に対してどのような言葉をもって説得されるおつもりでしょうか。

また、現在の再稼働に向けた工事の進捗状況を九州電力からどのように伺っているのでしょうか。

最後に、今後の手続の流れについて、御答弁をよろしくお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

井上正旦議員の再稼働についての工事の進捗、それから町民への同意形成をどうするかというお尋ねにお答えをしたいと思います。

平成25年7月8日に施行されました新規制基準では、これまでの設計基準が強化されるとともに、重大事故対策が新たに追加をされております。具体的な対応として、炉心損傷防止対策、それから格納容器破損防止対策など、設備面での対応手段の多様化など取り組みが実施をされているところでございます。

まず、設計基準の強化として、外部火災対策、火災防護対策、耐震補強、津波及び竜巻対策、内部溢水対策が講じられております。また、重大事故対策として、冷却手段の多様化を図るため、原子炉及び使用済み燃料ピットにある燃料の損傷を防止するため、常設のポンプに加えて可搬型のポンプ等が配備されておるところです。

次に、電源供給手段の多様化については、非常用ディーゼル発電機等の常設の電源設備に加えて、原子炉及び使用済み燃料ピットにある燃料の損傷を防止するための電動ポンプや監視するための計器に電源を供給する移動式大容量発電機、それから直流電源用発電機を配備されております。また、非常用ディーゼル発電機が連続7日間運転が可能となるよう燃料貯蔵タンクも増設がされております。さらに、水素爆発防止対策、放射性物質拡散抑制対策、緊急時対策所の設置なども行われております。このように九州電力では、平成25年7月の申請時点で予定していた工事に加えて、国の審査の状況も踏まえながら、火災防護対策や竜巻防護対策等に係る追加の安全対策工事を継続して行っておられるところでございます。

御承知のとおり、玄海3、4号機は、現在、新規制基準の適合性審査中でありまして、原子力規制委員会の審査状況によっては、さらに追加工事など必要になる場合があります。そういったことから加味すれば現在の工事の進捗率を申し上げることはなかなか難しいというふうに考えております。

それから、町民への説明と、同意形成というお尋ねもいただきましたので、これについて

もう少し御答弁をしておきたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、過酷事故、それから地震や津波、航空機テロなどの対策を大幅に強化した新規制基準、先ほど申しましたように、平成25年7月8日に施行されました。これによって、玄海原子力発電所3、4号機におきましても新規制基準への適合性を確認する審査を受けるため、九州電力は平成25年7月12日に原子炉設置変更許可、それから工事計画認可、保安規定変更許可を原子力規制委員会に申請をされまして、現在、原子力規制委員会においてヒアリング及び審査会合が開催されておるところでございます。ヒアリング及び審査会合については、平成27年6月9日現在の状況を申し上げますと、ヒアリングで258回、審査会合50回となっております。現在は先行する川内原子力発電所の再稼働の手續に注力されているため、中断をされておりますが、川内原子力発電所の再稼働が一段落してから審査が再開されるということになっておるようでございます。

原子力規制委員会の審査状況につきましては、議員も御承知のとおり、平成25年8月6日、それから平成26年9月9日、同年12月12日、平成27年3月20日の計4回、本町の原子力対策特別委員会において九州電力株式会社山元副社長及び玄海原子力発電所今村所長より説明をしていただいて、その模様についてはテレビの行政放送を通じて町民の方々にもごらんをいただいたところでございます。今後も審査の状況の進捗につきましては、必要に応じて原子力対策特別委員会を開催していただいて説明を受けたいと考えております。その模様は今まで同様、行政放送によって町民の方々に周知したいと考えておるところでございます。そのことを考えれば、この議会の皆さん方にしっかりと判断をいただきながら、私どももそういった作業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

再稼働に当たって地元同意が要すると思うんですけども、町長は議会の同意をもって同意となされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

ただいま行政放送で町民に対しては認知をいただくということを申し上げましたけれども、

当然、判断については住民の代表である議会の議員の皆さん方の御意見をしっかりと拝聴して、議会のほうで御討議をいただいた上で判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○１番（井上正旦君）

町長は福島原発事故を教訓として、九電との間にある安全協定ですね、これを見直す考えはないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

安全協定については当然見直していくべきだというふうに考えておりますし、現在、県ともそういった相談もさせていただきながら、廃炉の判断もございましたので、そういったことも含めて安全協定の変更についてはしっかりと詰めをして、協議をした上で皆さんに御提示をして、それから修正をしたいと考えております。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○１番（井上正旦君）

協定の中の連絡事項の中に、平常時における連絡と異常時における連絡というのがあるんですけども、緊急時の連絡というのはなく、その他緊急事態が発生したときというふうになっているですもんね、緊急時の通報はですね。これはやっぱり緊急時の連絡も入れてもらったほうがいいんじゃないですかね。異常時の中に入っているですもんね。異常時における連絡の中に緊急時の連絡をすると書いてあるので。異常時じゃなくて、緊急時も項目として設けたらいかがでしょうかね。平常時と異常時だけはあるんですけど、緊急時がちょっとないかなと。異常時に含まれている。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、井上議員に御指摘をいただいた平常時と異常時という表現で書かれておる部分についても、先ほど答弁申し上げたように十分に協議をさせていただいた上で、そういった部分も、

緊急と、それから言葉の違いもありますし、皆さんにわかりやすいような形のものに今後修正できれば、そういった形で修正を考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

この協定は福島のような大事故を想定したものとはなっていないようですので、ぜひここは改正をお願いしたいと思います。

次の問題に行きます。

最近、地球環境の異変により、異常気象が異常でなく、いつ我が町や地元が災害となるかもしれないという思いは誰もが感じているところだと思います。玄海町でも台風時期となれば避難港へたくさんの船が係留されますが、年々港につなぎっ放しの船が多くなり、いざ避難を要するとき、いかりやロープがつながれていない船が多く目立ち、避難港としての役割が果せなくなっているのが現状です。つなぎっ放しの漁船は既に廃船となっているものが多く、保安庁や組合でも指導が行われていますが、高齢者や廃船に係る費用の工面が困難なため、そのままになってしまっている状況です。しかし、大きな災害があれば、そのような船だけでなく、操業している船が係船できず、被害をこうむることも考えられます。整備が行われていれば観光資源として新しい活力となることも考えられます。しかし、個々の力だけでは限度があり、将来を見据えた地元の人と一緒に新しい活力となるように考える時期ではないでしょうか。第1次産業の活力は地元の力となり得るものです。玄海町は豊かな自然に恵まれて、この資源は町が活性化する力となるものです。漁師の方や高齢となった船主が何に困り、立ちどまっているか把握し、1つずつ問題を解決していくことから始めなければならないと思いますが、町の御意見を伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

廃船処理のことについてお尋ねかと思いますが、現状についてお答えをしておきたいと思います。

初めに、漁協を通して町が把握をしております漁船登録数でございますけれども、平成26年度末で仮屋漁港104隻、外津漁港74隻ということになっております。現在、仮屋漁業協同

組合では、廃船を要する漁船が10隻程度あるということで、そのうち5隻程度が廃船予定ということでありまして、仮屋漁業協同組合でその所有者に対して廃船処理を進めているということでございます。廃船処理費用につきましては、仮屋漁業協同組合で見積もりを徴取しまして、5トン未満の漁船で処理料金が1トン当たり50千円から80千円でありました。別途クレーン代が必要になるということでございます。また、外津漁業協同組合では、廃船処理を要する漁船が4隻あるということで理事会でも協議をしたということでございますが、外津漁業協同組合としましては、その所有者に対しまして廃船処理業者の紹介を行っているということでございます。

本町の管理をしております漁港の廃船につきましては、以前から廃船処理に対する町助成ができないかという御意見がございました。佐賀県では廃船処理に対する助成事業はございませんが、水産業が特に盛んな長崎県に問い合わせをしましたところ、平成24年度から平成26年度までの3年間、モデル的なパイロット事業としまして、漁船廃船の処分方法及びその廃船処分に係る経費を検証するために廃船経費の2分の1を助成する事業を実施したということでございました。しかしながら、3年間実施されましたパイロット事業はあくまでも処理方法及び経費を検証するためのものであって、平成27年度以降に廃船処理に助成するということは考えていないということでございました。

町としましては、漁港管理上、また漁船の航路上など、放置漁船が増加をしますと問題であると認識しておりますが、現在のところ、廃船処理を要する漁船は仮屋漁港、外津漁港ともに少数でございまして、また、漁船は個人の所有物であるということ、それから他産業での機械施設の処理費用も助成をしていないということを鑑みまして、廃船の処理に助成を行うということは考えておりませんが、今後の状況を勘案しながら、県にも働きかけを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

これから漁業者が高齢になって、今後このような問題はふえてくると思います。玄海町にはこの状況を打開できる支援策をお願いしておきたいと思います。

最後に、私は原発の再稼働が地元経済、地域経済の活性化に必要なものと思っております。町長は町民の御理解を得るように努力していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で井上正旦君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。55分から再開します。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、これから一般質問いたします。今回3点ほど質問したいと思います。

まず、県道加倉仮屋港線、肥前呼子線について。次に、マイナンバー制度について。次に、玄海チャンネルについて。3番の玄海チャンネルは、実際はチャンネル玄海の間違いでした。

それではまず、1番目の県道加倉仮屋港線、肥前呼子線について質問いたします。

ことし5月より、役場裏も開通しまして、町内の路線分はおおよそ終了しております。交差点の信号設置と危険と思われる箇所への対応ができないものか、これは県道でありますので、県への要望、要請をしてほしいと思っております。これについて町長の御見解を答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

脇山伸太郎議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今、2路線おっしゃっていただきましたので、最初に、県道肥前呼子線の小加倉区内安全対策につきましては、小加倉、有浦下区長及び値賀地区の全区長さんの連名で平成26年7月、交通安全施設設備要望書が提出をされ、本町より唐津警察署に信号機設置等の要望書を提出いたしました。

状況としましては、本年3月の予算特別委員会で質問にお答えしておりましたように、唐津警察署としては、現地で交通量等の調査を行った結果、県内他の地域と比較して特段交通

量が多いわけではなく、優先度は低いほうであるとの回答をいただきました。また、交差点等の通行に対する警察の見解としましては、車の運転をする場合は道路交通法を遵守し、安全運転に努めてもらいたいということでございました。このような状況ではありますが、本町としましては、今後とも県及び県警本部並びに唐津警察署に対し、信号機設置等を強く要望していきたいと考えております。

次に、県道加倉仮屋港線の交通安全対策につきましては、一般県道加倉仮屋港線バイパス道路整備の早期完成に向けた推進協議会や地元区長などからも指摘を受け、県へ信号機や横断歩道道路設置などを要望してまいりましたが、県におかれては、唐津警察署との協議の中で信号機や横断歩道などの設置については要望されておりますが、現状の対策ということになっております。本町としましては、信号機や交通安全施設設置は必要だと考えておりますので、今後とも県及び県警本部並びに唐津警察署に強く要望があることをお伝えするとともに、あわせてさらなる安全対策ができないか、現地を再調査していただいて、県と一体になって検討していきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

町としても、これまでも小加倉のほうでは数件事故があったとも聞いております。大きな人身事故に至らなかったのも、まだいいと思いますが、町長答弁されましたように、唐津警察署では道交法を遵守して事故が起きないようにということと、また、交通量もそれほど多くないということでした。ただ、原発につながっている道路ですよね。だから、交通量は、田舎といえども、もちろん交通量検査の中には昼間もずっと、夕方全部されていると思いますけれども、やはりあれだけの交通量があれば、事故の率は高いと思いますし、鎮西町のほうから来た道も大きいので、通りなれない人なんか、もちろん「止まれ」の指示はあっても、やっぱり大きな道だから優先道路と思って何げなく通る人もいると思います。もちろん強くこれからも要望、この前もされたということですが、県の対応、唐津警察署の対応はそのような感じですね。小加倉にしる。

それと、有浦上の、今度、肥前呼子線と加倉仮屋港線がちょうど交差したちょっと変則的な四つ角ですが、この前も、先日、私は諸浦の旧道側を来ていたら、下村側から来た車は優先じゃないですよね、一旦停止ですけれども、加倉仮屋港線をそのまま走ってくる目の前を

そのまま一旦停止して通ったんですよ。というのも、その車も軽自動車で、平日でしたので、観光客の車でもなかったですし、多分地元の方です。そのような形で、あれも事故が起きなかったからいいですけども、加倉仮屋港線側のほうが見通しがいいので、運転者も気づいたと思いますが、まさか来るとは思っていなかったような走り方だったです。だから、やはりあそこも危ないし、そこに信号はちょっと難しいかもしれませんが、今の役場のちょうど裏ですね、役場の裏のところは役場のほうから行ったら右のほう、仮屋のほうから、西のほうから来るところには騒音の遮蔽板か何かができていますね。あれが実際要ったかどうかと思うんですけど、あれがあるために、車が瞬間的に見えないんですよ。自分たちが役場から唐津の方面に出るにしろ、左のほうは割と見えますけれども、右のほうから来る分が見落として危ないな。それと、やっぱり以前とすると走りやすいので、飛ばしてきていますね。だから、少なくとも役場の裏のところには信号は設置すべきじゃないかなと思っております。これも警察署が交通量があんまりないということと、あと道交法を遵守して走れば事故がない。それはそうですけれども、全国どこでも事故があっているのは道交法を違反する人がいるから事故があっているわけで、それと、注意していても、注意しているつもりが何となく不注意で事故も起きるわけですよ。自分たちも何度か事故を起こしたことがありますけれども、事故を起こした瞬間には何でかなと思うようなこともあります。役場の裏なんかは特に交通量は多いし、飛ばすところですのでね。また、県道が交差するところでもありますので、そこら辺はきちんともう少し唐津警察署のほうに要望してほしいと思います。県道は、管理といってもやはり町民のできるだけの安全を確保しなければならないのは私たちの仕事だと思っております。交通事故があってからでは遅いので、できるだけ早目な対応ができるように。

また、私がちょっと不思議に思うのが、小加倉の線にしろ、以前は平尾のところも、今は点滅信号か何か、玄海園のあたりですね、つけてもらいました。あのときにもやはり予算がないという答弁だったんですよ。町が尋ねたらですね。これだけ信号設置の要望があるのに、県も何で予算をそれだけつくらんのかなって、ちょっとそこが不思議に思うんですけど、その点については町長も元県議さんですので、何か自分なりの考えあれば、何で予算がつかんのかあれば、答弁していただきたいと思います。

それから、今の道路になると、元焼き鳥五右衛門があったあたりですね。あそこら辺も地元の人から尋ねられるんですけども、ちょうど高台になったところを下っています。これ

はAコープのほうから上がってくるなり、横山口のほうから下ってくるなり、東側の車が走ってくるのが見えないんですよ。だから、ちょっと皆さん用心して走ってありますけれども、そういったところにですね、あそこに信号というのはちょっと無理かもしれませんけれども、横断歩道なり、あと県道ですけれども、県が設置してくれなければ、町なりの危険を知らせる標識とか、看板とかは、そういったものもつくってもらったほうがいいのではないかな。何げなく走ってきて、法定速度60キロ以上でほとんどがやっぱり走っていると思いますので、そういった面、県の対応ですね、予算が町長そこまでわかれるかどうかわかりませんが、何で信号要望はあちこちあっているのに、いつも予算が足りない状況なのか。

そして、交通事故死亡ゼロというのを県は言っておりますけれども、統計学上もゼロとは難しいと思いますけど、交通事故はやっぱり減らないわけですよ。そういった面と、あと看板、標識ですね、それについて御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

県の予算がないというよりも、実際には信号機をつけてもらいたいという要望の箇所数が多いということだというふうに我々は判断をしています。私が知る限りでも100カ所以上まだ信号機をお待ちになっている地域がございますので、その順番をどのように処理していくかということも、実はこれは警察行政なのか、土木行政なのか、私もよくわかりませんけれども、そういったものに全て対応がすぐにできないということが1点あるのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど議員御指摘をいただいたように、今村枝去木線に関して言えば、朝夕の交通量が多いということは、これは警察も認めていただいておりますので、十分にその面からも原子力発電所に通う道路であるということを前提に、もう少し強い要望を県警本部なりにさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、看板の件については、これも危険であるですとか、例えば、注意をする看板、それから、例えば、道路の上にそういった用心をするような注意書きをするような作業を、これは唐津土木事務所としっかりと相談ができる範囲で相談をしながら、皆さんに注意喚起が図れるようなことを今後も対応としてはやっていきたいと考えておりますが、まず、議員御指摘をいただいたように、小加倉と、それから、この役場の横の信号機については、これ

まで以上に強い要望をして、しっかりとした信号機をつけていただけるよう努力を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

努力をずっとしてもらって、できるだけ早目にあの信号設置できるようにお願いしたいと思います。

それから、今、高規格の歩道がずっとできておりますね。東のほうから通う子供たちはその歩道を通って行って、そして、結局、新田の、今、家が途切れるあたり、緒方板金さんですね、あそこらあたりで今度は反対側に渡らなくちゃならないですね。そこには横断歩道がありますからいいですけれども、この役場周辺の、今、回ったあたりには横断歩道というのが四つ角ぐらいしかないと思うんですけれども、場所によたらもう1つぐらいですね、子供たちも、買い物をされた人たちが役場の内側じゃなくて、外側のほうにも渡れるような横断歩道は必要ではないかなと思っておりますので、そういった面でも検討されて、唐津警察署なり県土木事務所なりに要望していただきたいと思います。

それから、次の質問に行きますが、今度は唐津市の地域になります。今度、有浦上のほうから加倉間がまだこの県道加倉仮屋港線については改良工事がされると思うんですが、有浦上から先の枝去木あたり、あそこら辺は大変道が狭くてカーブになって危ないと思っておりますが、そういった計画について、今、町のほうで県に尋ねられてわかる範囲で御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

県道加倉仮屋港線の整備につきましては、現在、金の手交差点から有浦上山の田までの間が完了をいたしております。これより先の唐津市加倉交差点、セブニーイレブン前ですけれども、これまでの未整備区間につきましては、以前から地元の唐津市枝去木地区及び本町からも整備の必要性などについて、県のほうには強く要望をしておりました。昨年度、平成26年度になって有浦上山の田から枝去木上バス停——これは上場亭さんの前のことですが——までの約2キロメートル区間について整備を進めていくとの報告を受けたところでご

ございます。現在までの進捗状況につきましては、県に確認しましたところ、昨年度、平成26年度、基本計画を作成し、地元説明会を行い、関係地権者から平面図作成に伴う測量承諾を得て、現在、平面図までができ上がっているということでございました。今現在は地質調査及び詳細設計中であり、それができ上がりましたら年内にも地元説明会に入りたいということでもございました。今、私どもが聞いている現況についてはこれが進捗状況でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

うわさで聞いたんですけれども、今の枝去木バス停、あそこは通らなくて、もう真っすぐ山のところを削って、そして、真っすぐ、先ほど言われました枝去木上バス停のほうにつながるような話、これは町長答弁されましたように、まだ地権者さんと相談、また、測量の段階ですので、まだ表に出せない部分かもしれませんし、どうなるのかちょっとわかりません。設計されて、その設計図がどんなふうに法線になるのかわかりませんが、唐津市内の部分になりますけれども、やはり利用するのは玄海町民が唐津市に行くのに一番使う場所ですので、やはりこちらのほうもできるだけ交通事故がないような対応をしていただきたいと要望していただきたいと思います。

県道についてはこれで終わります。

続きまして、2つ目のマイナンバーについて質問いたします。

本年10月より国民一人一人にナンバーが割り当てられますが、マイナンバー制度とはどういうものか、まず、それについて説明願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

お答えいたします。

マイナンバー、これは社会保障・税番号制度については平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、国民一人一人にマイナンバーと呼ばれる12桁の個人番号を割り当てるものでございます。

このマイナンバーによって、社会保障、税制度、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されると

ころでございます。

マイナンバー制度は、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤となります。このマイナンバー制度に期待される効果としては大きく3つ挙げられております。

1つ目は、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

2つ目は、添付書類の削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

3つ目は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に逃れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになります。

まず、ことしの10月以降に、全国で住民票の情報によって住民票を有する全ての方について世帯ごとにマイナンバーが簡易書留で送付されます。この10月の簡易書留による通知の際には顔写真のない通知カードと呼ばれる紙のカード、この紙ですね、紙のカードに住所、氏名、生年月日、性別とともに、マイナンバーが記載されたものが配付されます。さらに、来年の1月以降には、希望者には顔写真入りのICカードであるマイナンバーカード、これは個人番号カードと呼ばれていますが、これが交付されます。この顔写真入りのマイナンバーカードは運転免許証と同様に身分証明書として利用できるもので、全世帯へのマイナンバーの通知の際に交付申請書が同封されておりまして、初回の交付は無料で住民福祉課の窓口で申し込みいただけます。顔写真入りのマイナンバーカードの交付申請をされない場合でも、マイナンバーと住所、氏名、生年月日、性別が記載された紙の通知カードは大切に保管いただく必要がございます。マイナンバーは一生使うものでありまして、マイナンバーが漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除いて、マイナンバーは一生変更されませんので、大切に保管をしていただく必要がございます。

現時点で簡単にマイナンバーの全容を述べさせていただきました。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

る説明していただきました。これは内閣官房のホームページにも載っていますので、また、町長が答弁されたのは大体そちらに書いてあるのと同等だと思います。これは市区町村役場や税務署、年金事務所、健康保険組合、ハローワークなど、ばらばらに持っている国民の情報を一つの番号でつなげることで簡単に照合できるようにするというものです。

先ほどの3つの大きな効果と特徴は言われましたが、これを町民の方たちが使う場合はどんなときに必要なものか。あと、例えば、簡易書留で各個人に行きますが、それを受け取り拒否するような場合もあると思います。そういった場合は、今、町長は答弁できない部分あるかもしれませんが、そういったところも今後担当課がきちんとしなくちゃならないと思っております。

まずは、どんなときにこのマイナンバーですね、社会保障・税番号制度で各個人に12桁の番号が来るということですが、これは個人はどういった形で10月に来るカードを持って、必要なのか、それについて答弁してください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

マイナンバー制度は、社会保障、税制度の効率性、透明性を高めて、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するために実施される制度でございます。このための個人番号であるマイナンバーは、法律により、社会保障、税制度、災害対策の3分野の用途に限って利用できることとされておりまして、来年1月以降のこれらの手続の多くの場合にマイナンバーが必要となってまいります。例えば、年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険、生活保護、公営住宅などの社会保障制度の申請の手続の際にマイナンバーが必要となるほか、所得税に関する確定申告、それから、届出書、調書等の提出の際にもマイナンバーが必要となってまいります。また、所得税の源泉徴収などに関して、勤務先や給与支払者からもマイナンバーの提出が求められます。これらのマイナンバーが必要な申請の際には、成り済ましなどの不正を防ぐため、マイナンバーが記載された通知カードと運転免許証などの本人確認書類の両方によって確認が行われます。もし、マイナンバーカードをお持ちですと、マイナンバーの確認と本人確認が1つで済むということで大変便利になるというふうに考えておるところです。

それから、受け取り拒否については、今の時点で私どもも掌握をしておりませんので、ちょっと受け取り拒否については後ほど勉強させていただいてお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これまで、先ほど言われました社会保障とか、税金、年金等とか、そういったことで役場、役所に行ったときに、今度はマイナンバー1枚持って、また、もちろんそれを本人だと確認するための免許証とかパスポートですね、それを持っていけば、それ1つで照合が簡単にできる、事務がスムーズにいくようになると思いますし、行政としても連携しているので、そういった処理をしてもらうにもスムーズにいくのではないかと考えております。

先ほどちょっと町長、成り済ましの件についても言われましたが、それはまたメリット、デメリットの注意点などでちょっと聞きたいと考えております。基本的にはマイナンバーが来るけれども、これはもう全国民に1人ずつナンバーが行くし、あと法人格の企業も、あれはたしか13桁だと思いますけれども、それが行くようになっておりますし、働く人もマイナンバーを働くところに登録というか、手続をしなくちゃならない。もちろんこれは税金の問題ですね、企業のほうにも登録しなくちゃならないかと考えております。

個人的にはマイナンバーが本年度より導入されるというものの、意外とまだ知らない人が結構いると思うんですね。で、今回、こうして一般質問で質問させていただきました。これも広報玄海とか、この次の質問にも言いますけれども、チャンネル玄海とか、そういったところでマイナンバーというのがもう10月には国民一人一人に来るわけですね。もちろん9月の定例議会でこの一般質問してもよかったですけれども、もうそれよりもちょっと早目に質問して、できるだけマイナンバー制度が町民の方にわかってもらってスムーズにいくようにと思って、今回質問しております。

そのナンバーが来ることによって、直接町民がすぐメリットというとはぴんときる分はないですけれども、今後、いろんな役所に対応してもらうに当たって、これを1つ持っておけば、あといろんな手続等が簡単にいくというようなことで大きくわかればいいと思います。

それから、このマイナンバー制度について、メリット、デメリット及び注意点等々があると思いますが、それについて御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

マイナンバー制度では、先ほどから何度も言っておりますけれども、社会保障、税制度の効率性、透明性を高めて、国民にとって利便性の高い、公平公正な社会を実現するという非常に大きなメリットがありまして、事務手続の効率化によって削減される人員や財源を新たな住民サービスに振り向けられること、所得のより正確な捕捉によって、よりきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できるなどのメリットがございます。

デメリットについては特にはございませんが、注意点が幾つかございます。まずは、来年1月以降は本町の窓口においても、年金、健康保険、介護保険、生活保護などの申請など多くの手続の際にマイナンバーが必要となります。このような場合は、先ほどもちょっと言いましたけれども、成り済まし等の不正を防ぐために、役場の窓口でもマイナンバーの確認のための通知カードと本人確認のための運転免許証などの提示をお願いすることになります。また、マイナンバーは特に重要な個人情報であることから、国の機関や地方自治体でも大切に、また、安全に取り扱うこととされておまして、本町でも情報セキュリティに対する安全管理措置を実施してまいりました。また、従業員のマイナンバーを扱う会社や事業所でも同様な安全管理措置が求められます。

さきに御説明しましたとおり、各種手続の申請時には通知カードによるマイナンバーの確認と運転免許証などによる本人確認による不正利用の防止が図られますが、町民の皆さんもマイナンバーの記載された通知カードなどはなくさないように保管をしておいていただくようお願いをしたいと思います。

また、電話でマイナンバーを尋ねられるようなことはございませんので、今後はマイナンバーを尋ねるような電話には十分に御注意いただきますよう、これは周知してまいりたいと思っております。

マイナンバーは生涯にわたって利用する番号ですので、亡失したり、他人に漏らしたりしないよう、大切に保管していただくことが必要になってまいります。その点についても御注意をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

メリットは、行政にとっては大変大きなメリットだと思います。社保庁の消えた年金問題、これもマイナンバーというか、以前は国民背番号制というのが佐藤総理大臣のころから言われて、結局、野党の反対で、この法案ももう審議が途中が終わってポシャってしまいました。それがされておれば、これだけの消えた年金問題もなかったのではないかなと思っておりまでするので、今後、やっぱりこのマイナンバーがあることによって、よく言われるのは、プライバシーが侵害されるとか、いろいろそういったことで野党はよく言いますが、行政で管理する分にはもう国民背番号制とマイナンバーとほとんど変わらないと思いますけれども、これがあることによって、そういった保全もできるのではないかと思いますし、一人一人が管理されますけれども、ただ、行政上、本当に個人情報を守られるかというのが一番心配になっています。役人に全ての情報を握られるのに不安を感じる人もいると思います。最近も年金機構、あそこがハッキングされてデータ流出しておりました。あれはもう昔の社保庁と変わらんような感覚で、結局、セキュリティーも万全にされておりました。もう既に今年度から玄海町もマイナンバー制度について機械も入れかわっておりますし、今後はまだ機械を変えていく、コンピューター等変えていかなくちゃならないし、その脆弱性を狙ったハッキング等とかデータ流出にならないように、町は努力はされると思いますが、それでも、国の機関でさえデータが流出するような状況でありますし、一般企業でも顧客情報が抜けたり、抜かれたりしますね。だから、そういった面では大事にして、きちんとやってもらわなくちゃなりません。これはもう個人がしたくても、行政がすることですから、私たちが幾ら言ってもきちんとしてもらうしかないわけですが、先ほど町長が言われました成り済ましですね、やはり成り済ましがあってはいけないし、自分の番号はきちんと管理しなくちゃならない。

それから、あとこれ1つの事例ですが、大阪市内で戸籍情報システムに職員が不正接続して、著名人などの戸籍を検索、閲覧したことがあり、職員に対し、停職や減給処分を行った。その職員数は57名もいたそうです。監督責任があった管理職も131人が訓告などの処分が下ったということで、これまでも議会で聞くところによると、課によって関係ないところのデータは職員がマイナンバーで全部を見ることはできないというようなことも聞いておりますけれども、大阪市自体でそんなふうで、結局、橋下市長に対する嫌がらせをしたいために、いろんなデータを流出してマスコミに広げたりしたのではないかなとちょっと思っております

けれども、そういった職員の、今度はモラルの問題にもなると思います。

そういったところも徹底してもらわなくちゃならないし、先ほど町長が言われました成り済ましは、アメリカ、韓国では、その人に成り済まして詐欺事件が発生しているようです。だから、日本で導入されても、そこら辺が大丈夫かということ。

また、日本では本人確認の義務づけや利用範囲を法律で限定はしておりますけれども、成り済まされたら全くどうにもならないですね。ＩＣカードが来れば、顔写真がつくようになりますから、それを持てば、あとは本人証明は多分要らないかと思っておりますが、そういった面でやはり個人情報役場、役所の職員から見られてしまう。それはもちろん仕事上見なくちゃならない分は必要ですけども、全く関係ない分まで見られたらいけない。そういったセキュリティーとか、あと成り済ましに対する対応、そういったところが今後町が考えていなくちゃならない注意点だと思っております。それについて、先ほどちょこちょこいろいろ言いましたけど、町長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、御指摘をいただいた成り済ましも含めて、それから、職員のモラルも含めてであります。正直に、マイナンバー制度についてはまだ多分全国民に対して非常に周知が徹底されていないというふうに私どもとしては考えております。当然、国民の皆さんというよりも、私ども玄海町の町民の皆さんにはしっかりと、やはり今回御質問いただいたように、早目早目に皆さんに周知いただけるような努力はしていきたいというふうには考えておりますが、現実には先ほど申し上げたように、なかなかまだ我々としてもわからない部分、こういう場合は、例えば、成り済ましの場合、どういうふうに対応していいのかですとか、それから、そのカードの使い方全体についても個人番号がつけられますと、そこら辺の不安感を住民の皆さんに逆に与えるんじゃないかというようなことも払拭をできればしたいというふうに思いますが、今の時点ではなかなか全容がつかめないという非常にジレンマに陥っている部分はございます。

ただ、そう言いながら、今おっしゃっていただいたように、国のほうからの制度変更ですから、そういう意味では、しっかりとした対応をして、町民の皆さんに理解をいただきながら、このマイナンバー制度がスムーズに皆さんの理解を得られるような努力を我々地方とし

てはやらせていただかなきゃいかんというふうに思っております。

最後に、これは要らん話ですけども、もともとこの話が国から出てきたときには、みんな費用は国が持つというふうに私ども思っておりました。それがいつの間にか50%になり、結局、全部自分たちで持たなきゃいかんという、こういう制度は少しどうしたものかと、もっと早目にそんならそれなりの説明を国が我々にすべきではないかという部分も実は感じておりますし、ぜひそういう意味では、実は議員がおっしゃっていただいたんですが、コンピューターソフトに関しては今後も更新が出てまいります。そういった意味では多額の費用を地方に負担させるということに私はなるんじゃないか、玄海町もそれはもう全く一緒に、非常に大きな金額を今後ソフトの更新に使わせていただくことになるだろうというふうに思いますので、そういったもんもトータルして少しでも国とも十分に話し合いをしながら、完全なセキュリティーを目途に事を進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

さっき町長が答弁された分はもう今回言わないつもりでございましたが、行政も企業も、マイナンバー制度が導入されることによって、セキュリティー関係の費用が莫大になる可能性があるというのも指摘されています。というのが、3月の総務常任委員会の議案説明会、勉強会のときに、マイナンバーの機器の導入に関していろいろ聞くと、町長が言うように、国がやっている制度なのに地方自治体が負担しなくちゃならない、これもおかしいんじゃないかという、そういったことも勉強会の中でも話しておりました。実際は国が全額負担してやるべきだと思っております。それについては、何かの折に町長は県、国に指摘していただきたいと思います。

10月の交付まではまだしばらくありますし、実際、1月から制度が実施されるわけですね。だから、そういった諸問題、先ほど申しましたことがあるので、さまざまな対応を考えていなくちゃならないと思っておりますし、もちろんこれは総務省かどうかちょっとわかりませんが、そちらのほうからもいろいろ自治体のほうには通達は来ると思います。町民が混乱しないように、早目に町民に広報をしていただきたいと思いますと思っております。

マイナンバーについては質問終わります。

最後に、玄海チャンネルについて。これは質問事項の中には「玄海チャンネル」と書いて

おりましたけれども、実際は12チャンネルの「チャンネル玄海」についてが本当の名称ですね。

現在、12チャンネルをすると、データ放送ボタン、ただ12チャンネルすれば、いろいろプログラムというか、町の行事の放送とか、町からのお知らせとかなっておりますが、データ放送ボタン、d ボタンを押すと、大きく6つの項目に分けて情報が提供されております。これに関しましては、見られるのが、一番よく皆さん使われているのはお悔やみ情報と天気ではないかなと思っておりますが、それと別に、災害情報、町からのお知らせ、暮らしのカレンダー、町からの総合案内、トピックス、唐津エリア情報と大きく6つに分けていろんな情報が載っております。けれども、これをただ一方的に町のほうから流すのではなくて、もう少し産業等とかに利活用できないものか。例えば、雇用ですね、求人情報、また、以前、予算特別委員会の町長答弁で、今後、空き家情報等とかも出したいなとかいうお話もありました。それとか、あともったいなか情報掲示板も役場の玄関に行けばあると思うんですが、来ない人はなかなかわからないですね。そのような情報等、町民に有益な情報提供ができないものかとちょっと考えておりますが、それについてお考えを御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、議員御指摘をいただいたように、本町のケーブルテレビ12チャンネルで放送しているチャンネル玄海については、平成23年4月のデジタル放送開始に伴い、テレビ放送に並行して、テレビのリモコンを押すだけで容易に情報を取得することができるよう、データ放送による情報提供を行っております。

データ放送は、デジタルテレビのリモコンのd ボタンを押すことによって、情報画面に切りかわります。チャンネル玄海のデータ放送では、今、言っていたように、重要災害情報、町からのお知らせ、暮らしのカレンダー、町からの総合案内、トピックス、唐津エリア情報の6つの項目に分類をし、お悔やみ情報、火災等の災害情報、町の行事予定、それから、ライブカメラ、公共施設予約状況、町営住宅入居者募集情報などの身近な情報や天気予報などを提供しております。

議員御質問いただいたように、もう少し産業等に利活用できないかということについては、台風などの災害時に農作物や農業用施設に被害が発生した場合の連絡先などの周知などが考

えられますが、まずは情報の洗い出しをして有益と判断されるものについて積極的に提供してまいりたいと考えております。

また、雇用情報、これは求人情報も含めてですが、空き家情報、それから、もったいなか情報掲示板について、情報提供ができないかということを脇山議員盛んにおっしゃっていたいているわけですが、空き家情報につきましては、現在、定住のための空き家政策について他自治体の取り組みについて情報収集をしております、空き家登録などの情報基盤ができれば、情報提供したいと考えております。

それから、もったいなか情報掲示板につきましても、町内の不要品だけではなくて、唐津市北波多の唐津市清掃センターにおいて、唐津・東松浦管内の不要品をもったいないセンターとして開放しておりますので、この情報もあわせて放送できないか、関係部署と協議をし、情報提供したいと考えております。

それから、雇用情報、求人情報につきましては、関係機関の調整、協議などをまずはさせていただきたいと考えておまして、そのほか町民に有益な情報としましては、町道などの通行規制情報、大雨、台風時による注意喚起情報などが考えられ、これにつきましてはできるだけ早い時期に提供したいと考えております。

また、本年度、唐津ケーブルテレビとこのチャンネル玄海のデータ放送についてシステムの更新を検討しております、さらに視聴者にわかりやすく、有益な情報が提供できるように進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、データ放送の内容のさらなる充実と住民への情報提供について、しっかりと取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ことし、システムの更新の年ということで、更新を考えているということで、もちろんこの12チャンネルのデータ放送があんまりごちゃごちゃしても今度は逆にわかりにくいかと思いますし、ただ、有益な情報は日々更新して、町民の人が毎日やっぱり12チャンネルは、普通は12チャンネル見てもお悔やみのお知らせか天気を見て、あと今あっている放送を見るぐらいかと思いますが、町民の方が毎日そのチャンネルを見て、何か新しか情報がなかだろいかとわくわくするようなチャンネルにするといいんじゃないかなと思っております。それも

また双方向にですね。こっちから一方的に出すんじゃなくて、町民の方々からいろんな要望とか情報を提供してもらって、それを流すような感じで双方向の形が一番いいのではないかなと思っております。

例えば、先ほども最初に言いましたが、雇用とか、空き家、もったいなか情報掲示板、町長答弁の中には、不要品の売買ですね、先ほど北波多の清掃センターの、そういったところも載せられればいいと思いますし、例えば、空き家ですね、これはまだ若い子育て世代の人から、奥さんからちょっと聞いたんですけれども、唐津あたりにも玄海町は子育て支援制度なんか充実しているから玄海町に引っ越したいけれども、アパートもあいていないし、引っ越しするところがないから、来たいけどねという話なんかも聞くということを町民に直接聞きましたので、ああ、こういったところがわかれば、誰か見て、ああ、あそこに家があるけん、もしあれだったら、あなたも玄海町に引っ越してきませんかということにもつながるかなと思っております。あと例えば、婚活情報ですね。婚活パーティーをいつしますとか。

結局、玄海町の活力というとは、もう町長もずっと心配されていますように、現在、お亡くなりになる方が年間大体七、八十人ぐらいで、出生というか、子供が生まれるのが、赤ちゃんが生まれるのが大体50人程度ですよね。ただ単純に見ても20人から、自然流出から入れると、二、三十人の人口が毎年減っていつています。私たちも議員になってから人口がまずふえたことはないし、減っていくばかりで心配していますし、先ほどの藤浦議員の質問だったかな、井上議員か、もう玄海町も先々は消滅するような町というような言われ方しております。もちろん田舎になるほどそうだと思いますが、やはり玄海町の活力は人口があって、人間が根づくことだと思います。そのためにはやはり仕事、就職先がなければ玄海町に住めないですし、唐津市あたりで就職されればまだいいですけれども、唐津になかったら、もう遠くに行けば、なかなか戻ってこないようになるわけですよね。だから、そういったことで、もう少し玄海町に人口がふえるような、もちろん玄海町の定住政策なんかも一時出ておりましたけれども、こういったところですからすぐ見て定住政策はこんな金額を家を建てれば補助金が出る、助成金が出るんだとか、そういったところもぱっと見てわかるような形をしてもらったらいいなと思います。

それから、あと商工会、農協、漁協からの情報提供ですね。今のところは出向かんと、そこでしかわからないですけれども、町民に有益な情報があれば、そういった1次、2次、3次産業の対応している、そういった組織からの情報提供なんかもいいのではないかなと思って

おります。

あと、ちょっと質問するまでの期間でいろいろ考えたのが、例えば、社会教育関係などで町史、郷土史ですね、意外と町史といっても、町史をずっと読まんことには、あれだけの分厚いとはなかなか子供は読まないでしょうし、だから、どういった成り立ちで今の玄海町があるというようなのも、わかりやすい町史を、地元の住民が玄海町が、もう若い人は値賀村、有浦村も知らないかと思っております。だから、室町ぐらいからの、太古になると、原発のあるところに古墳というか、先部遺跡ですかね、そういったのもありますし、そういった何か町民が玄海町の知らないことを教えるような、そういった社会教育関係の利用もいいんじゃないかと思っておりますし、あとまた、文化連盟とは関係なく、サークル、例えば、山登り好きとか、何か趣味ですね、自動車とか、自転車とか、カヌーとか、そういった好きな人たちが呼びかけるようなのもあって、もう暇人だけ集まって、きょう集まったけど、何かしてみましょうかで、そういった呼びかけでもいいと思います。だから、今、言っているのもばかなようなことですがけれども、そういったことで町民の人が見て、ああ、何かこれは参加したかねというような、お互いに情報交換して、そこにまた人間が集まって、いろんな新しいことが生まれるような、そういった双方向の放送になれば一番いいかなと思っております。

例えば、町はミシマサイコ茶を売っていますね。ミシマサイコ茶も薬草研究所とかに行ったことない人はあんまり知らないかもしれませんし、このチャンネル玄海なんかでも、たしかあれは1箱700円ぐらいやったですよ。それを町が売っているし、関係機関で売っているんだから、そういったことも載せてもいいと思うし、また、町内の業者さんで、もちろんこれはCM料というのが発生すると思いますけれども、そういったものももう少し活用、そんなことに活用できるんじゃないかなと思っております。だから、活性化、アイデア募集ですね。

このデータ放送の中で大きく分けて、先ほど町長も答弁されましたけど、6つある中に、トピックス、これはチャンネル玄海の何かトピックスをとということですが、ここにはあんまりほとんど情報は上がっていないので、こういったところを利用して、町民の相互活用ができるようなものができないかな。もちろん費用も発生しますので、今、言ったことが全てできとも思いませんけれども、できるだけ何かそういった形ができればいいんじゃないかなと思っています。

それからあと、暮らしのカレンダーですけれども、前とすると、玄海町のホームページですけれども、それも玄海町の行事があんまり載っていないくて、再三、予算特別委員会でも指摘させてもらって、大分載るようになってきましたけれども、例えば、もう花火大会なんかは決まっているので、早目に載せてもいいと思うとですよね。最近では町体ゴルフとか、町体卓球とか、そういったとも割と早目に載っているから、もう関係者の人から連絡来なくても、そこでわかるようになってきました。ただ、歯抜けがあれば見らなくなりますので、できるだけ町の大事な行事は、その暮らしのカレンダーにはできるだけ担当課は全部載せるような形はしてもらいたいと思っております。

そういった形で、どこまでできるかわかりませんが、そういった双方向的な情報交換の場をできるのではないかなと思っております。再度の答弁になりますけれども、町長のお考えを御答弁してください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、るる御指摘をいただいたことについては、もちろん庁内で協議をさせていただく、検討させていただくこと、それから、やはりケーブルテレビさんと十分に相談をしなければいかんこと、それから、もうこれも議員も御指摘をいただいたとおりに、一定経費がやっぱりかかってまいりますけれども、それを乗り越える範囲で、予算の範囲内でしっかりとした町民の皆さんにお得な情報を流せるような、そういったチャンネル玄海にしていきたいと私も考えておりますので、今、御提案をいただいたことについては全ての面に関してぜひ庁内で協議をして、ケーブルテレビさんと相談をしながら、町民の皆さんがしっかりと情報をもらったよと、またあれが見たいと思っていただけるようなチャンネル玄海にしていきたいというふうに考えております。

それと、チャンネル玄海の中で、実は佐賀のインターネット放送も、間は置いてはありますが、インターネット放送の中身についても実は今、放映をさせていただいております。あれもぜひ町内の方に見ていただくこと。それから、町外に向けても、これはケーブルテレビさんと相談をしながら、唐津地区の皆さんにも一定玄海町のことを見てもらえるような作業も相談をしながらやらせていただくように、今後、担当とは相談をしながら進めていきたいと思っております。

それから、相互通信については、相互関係については十分に協議をして、ぜひやらせていただけるものはやっていきたいと考えておるところです。ぜひ今後も今のような御指摘をいただきますようお願いを申しとおきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回、3点ほど質問させていただきました。締めではありますが、これは町に要望ではありませんけれども、最近、1票の格差問題で格差を是正するために県をまたいでの選挙区とか、そういった話もあっております。私としては投票率までを見たところでそういった1票の格差なんかも見るべきじゃないかなと思っておりますし、都会だけ人口が多いところばかりが議員が上がってくるのも、地方の意見が上がってこないようになってしまわないかなと思っております。それにつきましても、そういった問題を指摘されます弁護士さんが簡単に訴訟を起こして、また、最高裁判所なんかが原発問題にしろ、私たちから見ると、何でこんな判決が出るんだろうというようなことも感じて、ちょっと憤りを感じております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で脇山伸太郎君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時59分 散会